

## 【オーストラリア】2023年セーフガード・メカニズム (炭素クレジット) 改正法

主幹 海外立法情報調査室 内海 和美

\* 2022年気候変動法に規定された温室効果ガス削減目標の達成を確実にするため、2023年4月、セーフガード・メカニズム(炭素クレジット)改正法が制定された。

### 1 豪州の温室効果ガス削減への取組

#### (1) 豪州の温室効果ガス削減目標

豪州では、アルバニージー(Anthony Albanese)労働党政権が優先課題の一つとして掲げる気候変動対策への対応として、2022年9月に「2022年気候変動法」<sup>1</sup>が制定された。同法は、豪州が同年6月に更新した、パリ協定締約国が作成・通報・維持することが求められる温室効果ガス(Greenhouse Gas: GHG)削減目標(2030年までに2005年比43%減、2050年までにネットゼロを実現)を、国内法上に規定するものである(同法第10条)。

#### (2) セーフガード・メカニズム

豪州のGHG排出削減目標達成のための主要な政策手段としては、2014年に設立された「排出削減基金(Emissions Reduction Fund: ERF)」がある<sup>2</sup>。ERFを構成する主要な枠組みに、参加を希望する個人・企業等が申請し、排出削減・吸収に資する8つの対象分野<sup>3</sup>における排出削減プロジェクトとして認証・登録された場合、当該プロジェクトによる排出削減量に対して「豪州炭素クレジット(Australian Carbon Credit Unit: ACCU)」が発行される制度がある。排出量が、二酸化炭素換算(tCO<sub>2</sub>-e)で1t削減されるごとに1ACCUが付与され、当該個人・企業等は、獲得したACCUを連邦政府又は購入を希望する個人・企業等に売却することが可能である。

さらに、ERFを構成する排出削減制度として、2016年7月1日から「セーフガード・メカニズム(Safeguard Mechanism)」<sup>4</sup>の運用が開始された。同制度では、「指定大規模施設」(Scope 1(自社の事業により直接排出されるGHG排出量)がCO<sub>2</sub>換算値で年間10万tCO<sub>2</sub>-eを超える施設。国家温室効果ガス及びエネルギー報告法<sup>5</sup>(以下「NGER法」)第22XJ条、NGER規則<sup>6</sup>第8条。)は、当該施設に適用されるGHG排出量(CO<sub>2</sub>換算)の上限値(ベースライン)を超えないことが求められる(NGER法第22XF条)。超過した場合、指定大規模施設は、新たなベースラインの申請やACCUを購入及び無効化<sup>7</sup>して排出量を相殺する等の措置を採ることが

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年7月11日である。

<sup>1</sup> Climate Change Act 2022, No.37. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00092>>; 内海和美「【オーストラリア】2022年気候変動法の制定」『外国の立法』No.293-2, 2022.11, pp.22-23. <<https://doi.org/10.11501/12360280>>

<sup>2</sup> Sophie Power, "Australia's climate safeguard mechanism: a quick guide," Parliamentary Library Research Paper Series, 2018-19, 2018.12.3. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/6369992/upload\\_binary/6369992.pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/6369992/upload_binary/6369992.pdf)>

<sup>3</sup> 二酸化炭素回収・貯留(CCS)、エネルギー効率、埋立て及び代替廃棄物処理、鉱業・石油・ガス、運輸、農業、森林火災管理、植生の8分野である。"Emissions Reduction Fund methods," 2023.2.17. Clean Energy Regulator website <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/ERF/Pages/Method-development.aspx>>

<sup>4</sup> 2014年に「2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」に第3H章を追加して新たに設けられた。

<sup>5</sup> National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007, No.175. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00090>>

<sup>6</sup> National Greenhouse and Energy Reporting (Safeguard Mechanism) Rule 2015. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00978>>

<sup>7</sup> 購入した炭素クレジットの価値をゼロにし、再販売・再使用されないようにすること。

できる<sup>8</sup>。

## 2 総排出量削減のための法改正等

セーフガード・メカニズムの運用開始以来、実際には、指定大規模施設の排出量は7%増加しており（2021年時点）、2030年までには更に増加するとみられている<sup>9</sup>。

セーフガード・メカニズムを強化し、気候変動法に規定した排出削減目標の実現を確実なものとするため、2023年4月11日、「セーフガード・メカニズム（炭素クレジット）改正法」<sup>10</sup>が制定された（一部を除き同月12日施行）。全3か条、附則4編から成る。被改正法は、NGER法、豪州国家排出単位登録簿法等合計8法律である。主な改正点は次のとおりである。

### (1) 指定大規模施設の排出量の総量規制を新設（附則第1）

NGER法の目的を規定した第3条第1項及び第2項のうち、後者を新规定に差し替えた。改正前<sup>11</sup>は、豪州のGHG排出削減目標達成のために、指定大規模施設のGHG排出量が、当該施設に適用されるベースラインを超えないようにすることのみを規定していたが、加えて、総排出量規制が新たに設けられた。①2020年7月1日から2030年6月30日までの総排出量が、12億3300万tCO<sub>2</sub>-eを超えないこと、②総排出量を、2029年7月1日に始まる会計年度において1億tCO<sub>2</sub>-e以下、2049年6月30日以後に始まる会計年度からはゼロとすること等である。

### (2) ベースライン遵守のために活用可能な新たな炭素クレジットの創設（附則第1）

セーフガード・メカニズムを規定するNGER法第3H章に、新たに第4A節（第22XNA条～第22XNN条）の追加等を行い、既存のACCUに加え、新たな炭素クレジットである「セーフガード・メカニズム・クレジット（Safeguard Mechanism Credit Unit: SMCU）」の創設を規定した。SMCUは、クリーンエネルギー監督庁<sup>12</sup>により発行され、発行の申請が可能な者、発行数、発行数決定方法等詳細は、別途規則（NGER改正規則<sup>13</sup>）により定められる（第22XNA条）。SMCUは、指定大規模施設の会計年度内の排出量がベースラインを下回った場合に発行され（NGER改正規則第56条）、ACCU同様、超過排出量との相殺に使用することができる（NGER法第22XN条）。発行されたSMCUは、2030年まで制限なく、バンキング（発行年度以降の排出量がベースラインを超過した場合の相殺に活用できる制度）が認められる<sup>14</sup>。

### (3) ベースラインの低減（厳格化）

NGER改正規則第32条において、指定大規模施設のベースライン低減率が新規に設けられ、2029年7月1日に始まる会計年度までは毎年4.9%、それ以降は3.285%と設定された。2049年6月30日以降に開始する会計年度からは、ベースラインをゼロとする（同規則第10条）。

<sup>8</sup> “Managing excess emissions.” Clean Energy Regulator website <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/NGER/The-safeguard-mechanism/Managing-excess-emissions>>

<sup>9</sup> RepuTex Energy, “The Economic Impact of the ALP’s Powering Australia Plan,” 2021.12, pp.8, 21. <[https://www.reputex.com/wp-content/uploads/2021/12/REPUTEX\\_The-economic-impact-of-the-ALPs-Powering-Australia-Plan\\_Summary-Report-1221-2.pdf](https://www.reputex.com/wp-content/uploads/2021/12/REPUTEX_The-economic-impact-of-the-ALPs-Powering-Australia-Plan_Summary-Report-1221-2.pdf)> 2020-21年の排出量は140Mt（国内排出量の28%）。2030年には151Mtになると予測される。

<sup>10</sup> Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023, No.14. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00014>>

<sup>11</sup> Climate Change (Consequential Amendments) Act 2022, No.38（2022年9月13日制定、同月14日施行）による改正を反映したNGER法のバージョン。 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022C00258>>

<sup>12</sup> Clean Energy Regulator. Clean Energy Regulator Act 2011, No.163に基づき2012年4月に設立された、CO<sub>2</sub>排出削減やクリーンエネルギー利用促進に関する法律を所管する政府機関。

<sup>13</sup> NGER法の改正に伴い、NGER規則（*op.cit.*(6)）が改正された。National Greenhouse and Energy Reporting (Safeguard Mechanism) Amendment (Reforms) Rules 2023. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2023L00528>> 2023年7月1日施行。SMCUは第3A章に規定される。

<sup>14</sup> Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water, “Safeguard Mechanism Reforms,” 2023.5, p.4.